

令和5年3月30日に提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、以下の理由により却下する。

京都市監査委員	西村義直
同	安井勉
同	山添洋司
同	河原林温朗

- 1 本件請求は、京都市スポーツ推進委員の報酬（以下「委員報酬」という。）について、令和5年3月27日付け監査公表第795号（以下「前回請求監査結果」という。）13頁～14頁において、スポーツ推進指導員負担金の債務が委員報酬と相殺関係にあると明確に記載されているので、京都市が、委員報酬から所得税の源泉徴収分を除いた残額の部分を源泉徴収することは、会計処理の誤りであると認められる、と主張するものである。
- 2 法第242条及び第242条の2の趣旨から、同一住民が先に住民監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする住民監査請求を重ねて行うことは、新たに違法、不当事由を追加し、又は新証拠を資料として提出する場合においても、許されないと解される（最高裁第二小法廷昭和62年2月20日判決）。
- 3 本件請求の請求書及び事実証明書によると、請求人が本件請求の対象とする行為は、請求人自身が令和5年1月25日付けで行った住民監査請求（監査結果は棄却・一部却下（前回請求監査結果）。以下「前回請求」という。）における請求対象と同一の、委員報酬に係る公金の支出であると認められる。請求人は、前回請求監査結果を事実証明書として提出しているものの、これによって、本件請求が前回請求とは別個のものになるものではない。
- 4 したがって、前回請求と同一の行為を対象とする本件請求は、上記2の判例に照らし、住民監査請求として不適法なものである。